

## 令和元年度第1回 豊岡市空家等対策協議会 議事録（要約版）

日 時：令和元年5月31日（金）13時30分～15時00分

場 所：豊岡市役所 本庁舎 大会議室

出席者：別紙出席表

傍聴者：2名

1. 開 会（建築住宅課長）
2. 協議会委員の任命（建築住宅課長）
3. 挨拶（副市長）
4. 自己紹介
5. 会長・副会長選出

会長には兵庫県立大学の安枝英俊氏、副会長には豊岡市区長連合会会長の西村充春氏が選出

### 6. 議事

#### (1) 報告事項

##### ① 市内の危険空家の状況について

事 務 局：平成30年度の市内の危険空家の状況について報告

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

質疑なし

##### ② 特定空家等の現状について

事 務 局：除却された特定空家等について説明

※①豊岡市駅前区②竹野町宇日区③日高町山田区④日高町日高区のそれぞれの特定空家等について、パワーポイント資料を基に説明。

事 務 局：現在の特定空家等への取り組み状況について説明

※①豊岡市下鶴井区②豊岡市沖加陽区③豊岡市下陰区④豊岡市清冷寺区のそれぞれの特定空家等について、当日配布資料及びパワーポイント資料を基に説明。

※協議内容の詳細（以下除く）及び資料については、いずれも特定の個人を識別されるおそれがあるため委員以外には非公開とする

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

会 長：指導助言書について、何を記載しているのか

事 務 局：特措法の第14条1項に基づき、期日を設定し除却を求める、また損壊箇所等を指摘し、対策を求めるなど、具体的に指導を記載している。

会 長：管理依頼書と指導助言書はどちらが先なのか

事 務 局：管理依頼書が先

会 長：所有者が不存在の特定空家等について、どのような方法で除却を考えるか。

事 務 局：債権者の有無等を確認しながら、適切な方法を検討していく。

委員：出石には魚屋という伝建地区（伝統的建造物群保存地区）があるが、伝建地区の建物は勝手に壊せないこと、改築をするにしてもその地区に見合った改築をしないといけない問題もある。また、今はだれも住んでいない住宅、売りたいくても伝建地区のため売れない、壊せない建物が周りで増えているように思われるが。

事務局：確かに伝建地区は規制がかかっているが、手続きを踏めば取り壊しが可能。過去にも例はある。出石振興局が窓口担当となっており、危険な状況であれば申請を出し、許可を取得したのちに取り壊し等も可能である。

## 7 その他(今後の予定について)

事務局：協議会については、今年度は11月、2月のあと2回予定している。詳細な日程は後日調整。6月3日から7月末にかけて市内の空家の把握している分について再確認し、判定したのち次回の協議会で報告予定

会長：今の説明について質疑ありますか

会長：現在把握している空家が156件あるが、職員が市内を見回り、新しい空家について調査し新たに加えていくのか。

事務局：基本的には市民や区長からの通報を受けてから動き出す。空家といっても、所有者が管理している空家であれば危険空家には該当しない。その判断が職員にはできないため現在の体制をとっている。

会長：これで、本日の議事を閉じたい。

事務局：課長（閉会挨拶）

## 豊岡市空家等対策協議会 委員出欠表

(敬称略、順不同)

区 分	役職等	氏 名	所属等	出欠
学識 経験者	兵庫県立大学准教授	やすえだ ひでとし 安 枝 英 俊	兵庫県立大学環境人間学部	出席
	不動産鑑定士	いはら がくと 伊 原 岳 人	伊原鑑定総合事務所	出席
	土地家屋調査士	やはらは かすみ 敷 原 和 三	兵庫県土地家屋調査士会 但馬支部	出席
	弁護士	すがむら ともち 菅 村 朋 子	すがむら法律事務所	出席
	司法書士	かわら ひとし 河 原 均	兵庫県司法書士会 但馬支部	欠席
市 民	豊岡市区長連合会会長	にしむら みつはる 西 村 充 春	豊岡市区長連合会	出席
	豊岡市都市計画審議会 委員	きむら ひさこ 木 村 尚 子	豊岡市都市計画審議会	出席
	民生委員・児童委員	いわさき せつこ 岩 崎 節 子	豊岡市民生委員・児童委員 連合会	出席
関係行政 機関の職 員	豊岡土木事務所 まちづくり参事	ふじもと なりひと 藤 本 成 人	兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所	出席
	豊岡南警察署 生活安全課長	うえの こうじ 上 野 幸 司	兵庫県豊岡南警察署	出席